

平成19年に所得が 減って所得税が課税され なくなった人

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う**住民税の還付**を受けるためには**申告が必要**となります。

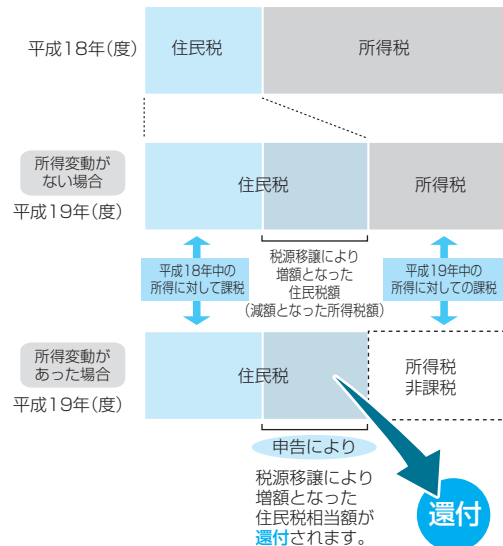
平成19年度住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居した人は申告先を間違えないようご注意ください。

申告が必要です！

申告期間
平成20年
7月1日(火)～31日(木)まで

申告先

平成19年1月1日
現在、お住まいの市区町村



※平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出し平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる人は住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる人に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった人

(平成18年度末までに入居の人)

控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

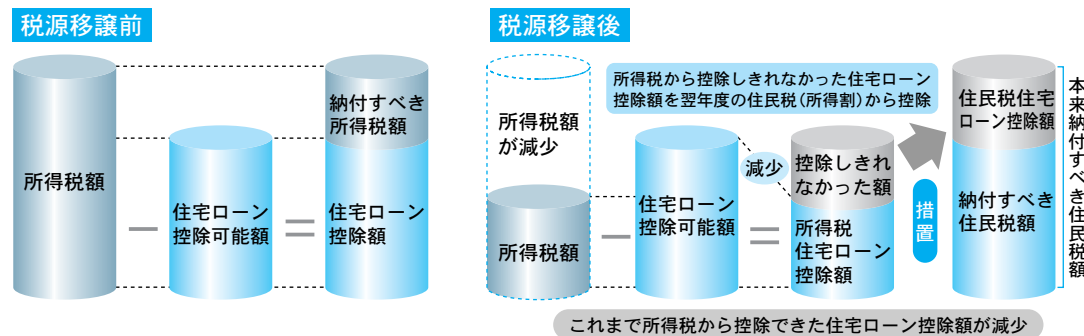
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年度末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告が必要です！

平成20年度分の
申告期限

平成20年
3月17日(月)
まで

※申告書は合志庁舎
税務課に備えつ
けています。



平成20年以降、**住民税の住宅ローン控除**の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**平成20年3月17日までに、合志庁舎税務課**へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。(平成20年1月1日現在の居住地)

適用を受ける人	提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して市役所税務課へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

平成17年1月1日時点で 65歳以上であった人へ

住民税の**高齢者非課税措置**の経過措置がなくなります。

●住民税の**高齢者非課税措置**廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の人	非課税
平成18年度	高齢者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度	◆経過措置の廃止	全額負担

少子高齢化が急速に進行し、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合うため65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に適用されていた非課税措置が平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

住民税の**地震保険料控除**が 創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。
※短期損害保険料控除は廃止されました。

損害保険料控除

平成19年度課税分まで

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	25,000円 10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

住宅ローン控除 Q & A



Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税で、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。菊池税務署(☎0968-25-2121)にお問い合わせください。

「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。

問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎(248)1114

住民税が変わります